



事業系ごみに関する取組



事業者のごみの減量化・資源化の自主的な取組が進むよう働きかけを行うとともに、事業所へ立入調査を行って分別や適正処理の指導をしています。

また、焼却工場での搬入物検査による最終チェックを行い、事業系ごみの減量・リサイクルを推進しています。

1 減量・リサイクルの啓発、働きかけ

様々な機会をとらえてヨコハマ3R夢プランの趣旨や必要性を事業者へ説明し、減量・リサイクルの実践を働きかけしています。

事業用大規模建築物の新任廃棄物管理責任者を対象に、廃棄物処理法などの法制度の仕組みや、分別排出によるリサイクルをはじめとした3Rの推進について講習会を開催しています。

また、飲食店などの中小事業所には、廃棄物の適正処理や「食品リサイクル法」について説明を行っています。

- *事業用大規模建築物とは…
- (1) 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗
 - (2) 店舗面積が500㎡以上、1,000㎡以下の小売店
 - (3) 延床面積が3,000㎡以上の事業所
- 以上のいずれかに該当する事業所です。

事業系ごみの分別の徹底

資源化可能な古紙や、プラスチック類等の産業廃棄物は焼却工場に搬入できません。

事業系の燃やすごみの中で、分別されずに焼却工場に搬入されるものとして、資源化可能な古紙ではメモ用紙や付せん紙、プラスチック類ではラップ類やビニール類などが多くあります。

これらが焼却工場に搬入されないために、事業者に対して分別排出の徹底など、啓発や指導を行っています。

分別されずに搬入される例

※これらは焼却工場に搬入できません。



資源化可能な古紙

シュレッダーした紙、はがき、封筒、付せん紙、名刺、たばこの箱、お菓子の箱 など



プラスチック類

ラップ類やトレー、ビニール袋、たばこ等の外装フィルム、弁当・カップめんの容器、 など



※「事業系ごみの分け方出し方」は横浜市のホームページでご案内しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/ongen/pamphlet/jigyowake.html>

2 排出業者への立入調査及び指導

事業用大規模建築物の所有者は、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき年1回「減量化・資源化等計画書」を提出することになっています。計画書に記載された内容や実際の取組状況等を確認するため、立入調査を行い、事業系ごみの適正処理の指導や3Rの推進を啓発しています。

【事業系ごみのルール違反に罰則を導入】

「横浜市廃棄物等の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例」により、分別区分・排出方法に従って廃棄物を出すことを義務付けるとともに、繰り返し指導等を行ってもルールを守らない市民・事業者に改善を促す手続きが定められ、最終的には罰則(過料 2,000 円以下)が科されます。

■事業用大規模建築物数と立入調査件数

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
大規模建築物数	2,800	2,792	2,784	2,804	2,782	2,799	2,789
立入調査件数	878	902	882	878	817	842	815

3 処理業者指導・一般廃棄物処理施設

他人の一般廃棄物を運んだり処分したりする場合には、それぞれ一般廃棄物収集運搬業、処分業の許可が必要です。横浜市では、この許可制度などを通じて、一般廃棄物処理業者(収集運搬業者および処分業者)が適正処理を行うよう指導しています。

また、横浜市内には一般廃棄物の木くず、生ごみの中間処理施設として14の事業者があり、市内の事業者から排出される木製品・せん定枝の木くずや食品の食べ残し・売れ残りなどの生ごみのリサイクルが行われています。

これらの施設を新設する際には、設置許可手続にさきかけ、周辺環境に配慮した計画となるよう事前協議を行っています。使用開始後は、報告や立入調査を通して適正な施設管理が行われるよう指導しています。

4 焼却工場での搬入物検査

焼却工場では、搬入されるごみのチェックを常に実施し、古紙等の資源物、一定の大きさを超えるせん定枝や幹、あるいはプラスチック等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導や資源化ルートへの誘導等を行い適正処理を推進しています。

また、効率的な検査を徹底して行えるよう、各工場に検査装置を導入しています。この装置は、ベルトコンベアで搬入物をピットに投入することができ、その間に搬入禁止物が混入されていないかどうかチェックをしています。



搬入禁止物の例



せん定枝

- 長さ50cm~300cmのものは、破砕機のある工場へ。
- 長さ300cm以上のものは、搬入できません。



幹など

- 直径20cm以上のものは、搬入できません。



ペットボトル

- 産業廃棄物なので搬入できません。

【問合せ先】一般廃棄物対策課 電話: 671-3818 FAX: 663-0125